

おのしごと

税務署からのお知らせ

◆所得税の確定申告と納税は3月15日(木)まで

平成23年分所得税確定申告の税務署における申告相談および確定申告書の受付は、2月16日(木)から3月15日(木)までです。

確定申告書は、郵送や、税務署の時間外収受箱に投かんすることにより提出することができます。

◆個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告はお早めに

個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は、4月2日(月)までとなっています。

期限を過ぎて申告や納税をされますと、本税のほかに加算税や延滞税が必要となる場合がありますので、お早めに申告と納税をお済ませください。

【納税の準備をお忘れなく！】

消費税および地方消費税は、消費者からの預り金的な性格を有する税金です。必ず期限内に納税しましょう。

次の方は、消費税の確定申告をしなければなりません。

○平成21年中の課税売上高が1000万円を超える方

○平成21年中の課税売上高が1000万円以下の方で、平成22年12月31日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

※平成21年分の課税売上高が1000万円を超える方は、平成23年中に課税売上や課税仕入がある場合、当該課税売上高が1000万円以下であっても、消費税および地方消費税の確定申告が必要になります。

◆株式などを売ったときは？
株式をお売りになった方は、申告が必要です。ただし、証券会社を通じて、特定口座における源泉徴収を選択した場合に、申告を不要とすることができます。

また、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受けると、「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)」を添付した確定申告書の提出が必要です。

◆贈与税の申告と納税を忘れずに
平成23年1月1日から12月31日までの1年間に、個人からもらった財産の価額が110万円を超えると、贈与税の申告と納税が必要となります。

平成23年分の贈与税の申告と納税は、3月15日(木)までです。

なお、贈与により取得した財産について、相続時精算課税制度の適用を受ける場合や、住宅取得等資金の非課税制度の適用を受ける場合には、申告期限までに贈与税の申告が必要となりますのでご注意ください。

◆振替納税制度のご利用を

所得税や個人事業者の消費税などの納税の方法に、振替納税制度があります。

この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって納税することができますので、納期限を忘れることなく大変便利なため、ご利用をお勧めします。

※この制度を希望される場合は、税務署または預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

◆公的年金を受給されている方へ

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、「所得税の確定申告書」の提出が不要となりました。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

※確定申告書の提出が不要な場合であっても、住民税の申告は必要です。

◆インターネットで申告書の作成ができます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、所得税、贈与税および個人事業者の消費税ならびに地方消費税の申告書などを作成することができます。

作成した申告書は、インターネットを利用して直接電子申告するか、A4サイズの普通紙に印刷し添付書類とともに申告書を税務署へ提出してください。

※詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。